

第1日目（2月16日）

○議 長（小澤 実君） こんにちは。ただいまから令和3年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため早退の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午後1時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○議 長 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号11番・清塚武敏君及び議席番号12番・鈴木一君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日2月16日の1日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日2月16日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、病院事業管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

病院事業管理者。

○病院事業管理者 貴重な時間を頂きまして申し訳ありません。去る1月11日、市民病院で発生しました事案につきまして、おわびとご報告をさせていただきます。

今回の事案は、市民病院の正面玄関に設置しました玄関ポーチ、車寄せですけれども、これが積雪による荷重により屋根部分を支えている支柱8本の変形により傾斜し、市民病院の本体の雁木部分にもたれかかったため、やむなく全て撤去したというものであります。

発生日当日は成人の日、休診日でしたので幸いにもけが人などはなく、また、その後の診察にも大きな支障とはなりませんでしたが、市民の大切な財産である病院施設に損害を与えたこと、また、多くの方々にご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、深くおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

なお、経過につきましては、担当の部長より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民病院玄関ポーチひさし傾斜事案につきまして、2月10日現在の報告書をまとめましたので、ご報告させていただきます。

報告書1ページをご覧ください。この施設、通称でキャノピーというものでございます。時系列で申し上げます。

12月18日、軒先部分の雪、これは職員で除雪作業を行いました。

1月4日、除雪作業を富士建設さんへ依頼したところでございます。

8日に、1月11日、祝日ですが、休診日に行う旨の連絡がありまして、11日13時から除雪作業を開始し、20分ほど経過したところでキャノピーが傾いたということでございます。13時30分には市長へ第一報を報告したところでございます。ここには記載がございません。14時30分、現場状況、詳細を市長へ報告してございます。17時30分、日没によりまして除雪作業は中止いたしました。キャノピー周囲にバリケード等を設置しまして安全確保を行い、病院の入り口を病院の東側、発熱外来入り口——スロープのある薬局側ですが、そちらのほうに変更したところでございます。

14日、8時30分から屋根解体に伴う準備工を始めまして、同日午後、市議会議長、副議長、社会厚生委員会委員長へ速報として報告をいたしました。19時30分、屋根の引き下ろし作業が完了してございます。

15日、8時半から屋根の解体撤去作業を行いまして、病院の本体の雁木部分の安全確認作業も行いました。16時には、議会事務局を通して議員の皆様へ速報として報告を出したところでございます。

16日、10時から、病院の本体の雁木部分の安全確認ができたという報告を受けまして、19日から正面玄関の利用再開を決定いたしました。17時30分には屋根解体撤去作業が完了してございます。

18日、月曜日、休診ですが、16時、正面玄関の利用再開が可能な状況になりました。

めくっていただきます。2ページです。1月20日、発熱外来の診察場所を元の場所へ変更いたしました。24日には玄関の仮設屋根の設置も完了いたしました。

2月2日、午後ですが、社会厚生委員会へ、この報告書によりまして説明をいたしましたところでございます。

3ページにいきます。建築諸元です。建設の経緯ですが、キャノピーの建設は当初から計画はあったと。県立六日町病院の解体作業に伴いまして、非常に作業スペースが少なかった。そういった確保のため、本体建設とは時期が異なるということで、本体建設の確認申請には含まれていなかったということです。

構造計算ですが、地震についても行いまして、くいも施工してございます。屋根ですけれども、消雪施設を設置するため、積雪荷重1.5メートルで計算してございます。建築確認申請は不要の物件ですけれども、地域振興局の特殊建築物台帳へ追記を行ってございます。

設計業務の関係です。受託者は長岡市の株式会社長建設事務所、受託額が496万8,000円。キャノピーの建築工事、請負者は宮仲開発株式会社、請負額が4,990万6,800円、竣工年月日、平成29年11月30日です。

監理業務——これは工事期間の監督管理業務という意味です。受託者は設計者と同じ株式会社長建設事務所、受託額が291万6,000円。工期はキャノピーの建築と同じ工期であります。

建築諸元です。本建物は地上1階建ての独立上屋、平面形状ですが、22メートル掛ける10

メートル、鋼板接合された4本の鋼管柱によりまして支持構造体となっております。それが2組あるということです。

積雪荷重150センチメートル、積雪単位荷重が30ニュートン。これはこの地域が多雪区域に当てはまることから、こういった数字を用いているということです。先ほど申し上げましたように、消雪設備があることから、積雪量の2分の1として計算してございます。

めくっていただきます。4ページをお願いいたします。支柱ですが、ファイが216.3ミリメートル、8本の支柱によって成り立っております。

屋根のほうですが、鋼板のPLというものでして、大きさは先ほど申し上げたとおりで、ここに寸法のあるものが16枚、さらには少し大きいものが8枚によって成り立っている。溶接によって接続されてございます。屋根の勾配ですが、1対20で屋根端部より中央へ消雪パイプの流れを出すために傾斜となっております。

消雪施設。駐車場にあります消雪井戸3号より送水しておりまして、3号井自体が91メートルの深さ、取水能力が30キロワットでございます。揚水量が2,600立米。屋根の端部外周に配管しておりまして、散水ノズルが2メートルピッチで配置してございます。

被災状況です。まず、6ページをご覧ください。横断図になってございます。着色しているものが傾きによって雁木部分に接地したというものでございます。その図面の右下のほうへ消雪施設詳細図とございます。こういったことで端部に消雪パイプがありまして、2メートルピッチでノズルがでございます。それによって消雪するという構造でございます。

キャノピー部分は、支柱8本の曲がり部分、4か所が座屈しまして、4か所が伸びると。これにより屋根部分が約1.4メートル、病院側へ傾いたということでございます。

写真のほうをご覧ください。8ページをお願いいたします。8ページの左側、これが東側より西側を望むものでございます。右側の写真が傾いた直後の写真でございます。

9ページ、これは逆に西側から東側を望んだものでございまして、右側も傾いた直後の写真でございます。

めくっていただきます。10ページ、これは支柱の被災状況でございます。東側より望んでいるものでございますが、写真の左側が駐車場側、右側が病院側でございます。先ほど申し上げましたように、左側の2本が伸びている状況。右が、この写真ですと1本しか見えませんが、座屈している状況でございます。右側に移ります。これは東側、反対側から望んだものです。左側のほうが座屈して右側が伸びている状況でございます。

11ページ、写真左側ですけれども、病院の玄関側より望んだものでございます。座屈したものが2本でございます。右側の写真、これは病院の駐車場側から望んだもので、伸びている支柱でございます。

12ページをお願いいたします。これが支柱とひさしの接続部分の被災状況であります。接続部分にも同じように損傷が見られました。

4ページに戻っていただきます。病院の雁木部分、正面玄関側の雁木の測定の結果、柱の傾斜、天井の上下、それらを計測しまして、数ミリメートルから1センチメートルであると

ということで、施工上の誤差範囲。構造上の問題はないというような結果報告が来ております。

屋根の損傷ですが、全 111 枚の鋼板のうち、57 枚が陥没、3 か所の亀裂確認がございます。写真をお願いいたします。13 ページ、14 ページです。まず 13 ページから、ナンバー①、雁木部分の破損状況、西側より望んだものでございます。②が東側から、③は全体を写したものでございます。

次、14 ページをお願いいたします。破損状況でございます。先ほど申し上げました亀裂確認の写真でございます。④、⑤、⑥ともに先ほど申し上げた亀裂箇所 3 か所の確認写真でございます。

4 ページに戻っていただきます。被災箇所の応急対応です。キャノピーは基礎より上部を全て撤去いたしました。雁木屋根の破損部分は、シーリングによりまして、仮復旧を行ってございます。車寄せは仮屋根の設置を行ってございます。

写真 15 ページをお願いいたします。15 ページは撤去後、東側より、あるいは西側より望んだ撤去後の写真でございます。16 ページ、これが仮設の屋根を設置した状況でございます。

4 ページに戻っていただきます。施設管理の特記事項であります。これは積雪荷重 1.5 メートルである以外は、その他についての管理上の特記事項の記載はございません。

5、傾斜事案の原因でございます。まだ確認中の内容でございますが、今現在の分かっている内容でございます。消雪パイプもありまして、秋口には点検を行うのですが、消雪パイプの異常は見られなかった。ある程度の融雪があると認識しておりました。年末年始の降雪によりまして、積雪が増加したことは事実でございます。

また、12 月、1 月の集中降雪で地下水位——駐車場と併用でありますので、地下水位が低下し、揚水量の不足が生じたと考えられます。消雪パイプの効果が期待以上になく、積雪が増加したものでございます。結果として、当日の積雪荷重は設計上限の 30 ニュートン以上となったことが予想されます。

雪下ろし作業依頼ですが、1 月 4 日に行っているのですが、いろいろな事情から 1 月 11 日となってしまいました。1 月 8 日から 11 日の間に集中降雪があったというデータが来ております。

消雪パイプによる融雪時に積雪がある場合、下層部が凍結してしまう恐れがありまして、仮に 1.3 メートルの積雪で 7 センチメートルの凍った層があると仮定した場合は、1.5 メートルの積雪がなくても設計積雪深の荷重を超えてしまう恐れがある。気温が低くて融雪装置の水が供給されない状態ですと、積雪が続くと非常に危険であると考えられます。

5 ページをお願いいたします。外気温です。1 月 9 日から 11 日の間で最高、最低気温ともに零度を下回っており、この期間に積雪部下層が凍結したということも考えられると。当初の構造計算ですが、今のところ適正に行われているものと考えておりまして、除雪の作業の手順は特にどうしてくれという指示は出しておりませんが、作業手順に問題はなかったものと考えてございます。

最後のポチですが、これは我々の一番大きな反省点でございますけれども、除雪作業につ

いてもっと早めの対応とすべき——当然ですが、そういった我々の一番の責任、重大さというものがあろうかと思えます。

6、関係機関等、2つ目のポチですが、現在、地域振興局へ構造計算等の資料の確認を依頼してございます。また、ここには書いてありませんが、設計業務を行った設計事務所でない、それ以外の他の設計事務所のほうへ、現在、構造計算の依頼することを予定して業者さんを当たっているというところでございます。

保険についてです。財政課の担当のほうで対応中ということでございます。

それから、厚生労働省の医療施設等災害復旧費補助金というのがあるのですが、その対応——ここには現在確認中とありますが、先週末に報告、連絡が来まして、災害の気象条件がその採択要件——いわゆる通常の災害です——それに要件が合わないと、この事案は対象とされないというような報告がございました。これは新潟県の医務薬事課からの報告でございます。

最後のポチですが、復旧計画については、今回の原因を確認の上、検討を行うこととしてございます。

報告は以上でございますが、先ほど病院事業管理者が申し上げましたけれども、市民の大切な財産であります病院附属施設に損害を与えましたこと、管理主管部としまして大変申し訳なく謝罪をいたします。大変申し訳ございませんでした。

また、今後の追加報告事項につきましては、その都度、所管委員会等にご報告させていただきます。

以上でございます。

○議 長 ここで暫時休憩いたします。

[午後1時48分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時24分]

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。

○議 長 報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、報告第1号 所掌事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。

○議 長 議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 議会運営委員会の報告をいたします。調査事項につきましては、令和3年第1回南魚沼市議会臨時会の運営について、その他であります。

調査の状況は、期日、令和3年2月12日、委員の出席状況は7名全員の出席であります。正副議長からも出席をいただきました。

調査の内容につきましては、執行部より総務部長、総務課長から出席をいただきました。

令和3年第1回南魚沼市議会臨時会の付議事件の概要、会期及び議事日程について等の議

会運営に関する事務調査を行いました。質疑はありませんでした。

協議事項、その他では、今臨時会での新型コロナウイルス感染症対策では、12月定例会と同じ対応をすることになりました。

委員の中からは、今臨時会での新型コロナウイルス関連の経済対策が遅いのでは。もう1点は、南魚沼市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議での提言が反映されているのか、というような質問がありました。

執行部のほうからは、提言内容は読ませていただいた。市長部局で協議を行っている。対策メニューについては考えている。国より4億円ほどの交付金も示された。現状では効果が一番出るときに行きたい。ご理解願いたい、と説明がありました。

もう1点は、先ほどの南魚沼市民病院玄関前ポーチひさし傾斜事案についてであります。資料の配付をしてほしい。質疑は受け付けるが、現在調査中であり、結果は出ていないという中で、今後も社会厚生委員会等で報告を行っていくので、今臨時会では報告事項ということをお聞きした上で簡潔にお願いした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第5、第1号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

○議 長 本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第1号報告 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号）につきまして、専決処分としましたので、ご説明申し上げます。

本補正予算については、次の2点について緊急に財政措置を行う必要があると判断し、専

決処分としました。

1点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を速やかに確保する必要があることでもあります。国は、2月中から医療・介護従事者への接種を開始し、4月上旬以降、高齢者への接種を開始するとしまして、1月28日に第3次補正予算が成立し、南魚沼市への配分額が示されました。

当市においても、早急に準備作業に取りかかる必要があることから、2月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種準備室を設置し、具体的な体制づくりに着手したところであります。その準備に係る費用として、歳出の4款衛生費に国からの配分額3億2,275万円を計上しました。未曾有の大事業であります。市内の医療機関との協力関係を構築し、安全・確実に接種できる体制を確立してまいります。

2点目は、8款土木費の道路橋りょう除雪事業費の増額であります。初雪から続く、誠に過去にない集中降雪によりまして、12月、1月の除雪の出動回数が非常に多く、2月以降の予算に不足が見込まれる、そういう状況にありました。市民生活に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、機械除雪費等に3億円を追加いたしました。

歳入は財政調整基金から同額を繰り入れて調整しました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億2,275万6,000円を追加し、総額を410億1,906万円として、1月29日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第1号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号））につきまして、詳細説明をいたします。

まず、都合上、歳出のほうから説明申し上げたいと思います。12、13ページ、事項別明細書をご覧ください。上段の表、4款衛生費、1項4目予防費であります。説明欄の丸、予防対策事業費3億2,275万円は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種に係る費用を計上するものであります。説明欄の1行目、報酬1億6,800万円は、集団接種でワクチン接種に従事する医師及び看護師等の報酬であります。

それから、下から3行目、予防接種委託料8,667万円は、各病院、診療所、個人医院等で行う個別接種にかかる委託料であります。集団接種と個別接種、これは2対1の割合でこの場合計上しております。この2つの部分が国の接種対策費負担金に対応する分、合わせて2億5,467万円になります。

下から5行目になります。各種業務委託料4,515万円は、予約や相談に係るコールセンターの設置に係る費用。そのほか一般事務員として雇用します会計年度任用職員の報酬あるいは手当、それからクーポン券等の発行に係る費用を計上しているものであります。

下段の表、8款土木費、2項3目道路橋りょう除雪事業費、説明欄丸の道路橋りょう除雪

事業一般経費 500 万円は、除雪車のエッジあるいはチェーンなどの除雪用消耗品の購入経費であります。

その下、機械除雪費 2 億 9,500 万円は、今後不足が見込まれる除雪費を計上するものであります。12 月からの集中降雪によりまして、当初予算は 7 億 4,490 万円ありましたが、これが 1 月 27 日の段階で、残りがあと 3,700 万円ほどという形になりました。天気予報を見ますと、1 月 29 日から再びまとまった降雪だという予報が出ておりまして、緊急にこれはもう 29 日付で専決処分しなければならないという状態でございました。ちなみに 1 回フル稼働しますと、1 回回ただけで 2,000 万円くらいかかると言われております。非常に除雪費は高額がかかるわけであります。

戻っていただきまして、10 ページ、11 ページであります。歳入です。1 段目の表、14 款 1 項 4 目衛生費国庫負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 2 億 5,467 万円は、歳出で説明申し上げました集団接種と個別接種に係る経費、これは国の負担に係るという部分であります。

2 段目の表、14 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金であります。説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 6,807 万円は、コールセンターの設置あるいはクーポン券の発行などの体制整備に係る補助金で、10 分の 10 の補助であります。

3 段目の表、18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 3 億円は、機械除雪費等を追加する財源であります。

戻っていただきまして 3 ページ、専決処分書をご覧ください。以上によりまして、歳入歳出それぞれに 6 億 2,275 万 6,000 円を追加し、総額を 410 億 1,906 万円としたいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 13 ページ、機械除雪費ですけれども、今年の大雪に関しては、水が出ている地域よりも機械除雪が入っている地域のほうがきれいに除雪されていたという経緯がありまして、一般的には水が出ている地域よりも機械除雪のほうが、「早く来てくれ、早く来てくれ」というところだと思うのですけれども、今年に関してはそれがもう逆転してしまった。

今後、本当に市として、除雪というのは、この地域は雪が降るからには仕方のないことだと思うのですけれども、機械除雪で市の除雪を賄っていくという方針をきちんと持っていくのか。それとも、機械除雪を減らして、いわゆる消雪パイプで消していくというところの考え方でいったら、私は機械除雪で道路を維持したりしていくほうが、コストであったりというのは重要だと思っています。10 年したら、機械除雪の人員もなかなか見つからないという問題も出てくるとは思うのですけれども、そのあたりで 10 年先を見越して、大雪というのはこれからもずっとあり続けることだと思うので、市としての見解——今後 10 年間を見越した上で、どういう方向性を持っているのか、お聞かせください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 永井議員がおっしゃるように、今年の降雪の状況は気温が低かったせいもありまして、かつ大量の降雪ということで、消雪パイプの路線は非常に雪が消えなくて、狭くなって通行に支障を来す状況になっておりました。

そんな中で機械除雪も対応してきたわけですが、全体の方針としましては、やはり機械除雪を中心に交通確保を図るという方針であります。消雪パイプにつきましては、設置後数十年たった古い消雪パイプもあります。そういった施設が壊れますと、更新には非常にまた多額の費用がかかるということも考えられますので、方針としては機械除雪を中心にと考えております。

それから、今後将来にわたっての件ですけれども、どこの産業でも同じだと思うのですが、人手不足は大変深刻になっております。そんな中で除雪機械に乗るオペレーターさんも高齢化が進んでおりますし、若手の確保で苦労しております。

今年度の1つの大きな事業として、合同の除雪出動式に併せまして、除雪の技術を競う除雪オリンピックというものを、県の主催でしたけれども開催いたしました。こういったイベントにつきましては、非常にPR効果が高かったものと思っております。県や国とも連携しまして、そういったオペレーターの確保に向けての活動も引き続きやっていきたいと考えています。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点になるか、2点になるかですけれども、ちょっとお伺いいたします。先ほど説明もありまして、大変な準備を要する事業でありますので、新型コロナワクチン接種準備室を設置しながら進めているというようなことであります。この内容についてお聞きしたいと思います。

そして、国の負担金・補助金を受けまして、ここに書いてあるように予算措置はできましたけれども、先ほど説明がありましたように2月の中旬から国の医療機関、3月1日からは医療従事者、そして4月からは65歳以上の方の接種と、スケジュール的には国の方針はこういうふうになっているのです。予算措置はできたけれども、実務的に新型コロナワクチン接種準備室を設置しながら、スケジュール的にどのように進めるか、進んでいるか。そのあたりの状況をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 新型コロナワクチン接種準備室の関係でございます。新型コロナワクチン接種準備室のほうには専任で4名の職員がついておまして、併任職員が4名、8名体制でございます。そのほかに保健課のほうに支援チーム、新型コロナワクチン接種準備室を支援していくために、保健課で保健師等の専門職、事務職による8名の支援チームをつくって、2つの体制で新型コロナワクチン接種の準備を現在、進めているところでございます。

その後のスケジュール感はどういったものがあるかというところのお話でございますが、

医療従事者につきましては、市町村の接種になりますが、コントロール——こういった形で医療従事者を接種していくかにつきましては、名簿を県のほうに提出し、県のほうで医療機関を指定した中で、そこを中心に接種するという形になっておりますので、医療従事者の皆さん方の接種につきましては、県指導の下で現在進めているところでございます。

市のほうでは、先ほども市長からお話ありましたが、高齢者の接種が最初に始まってくるわけですので、それにつきまして、集団接種、あと医療機関委託接種の2本立てで接種を始めたいと考えているところでございます。

医療機関委託につきましては、ワクチンの供給状況によりますが、4月上旬からできるかと考えておりますし、集団接種につきましては、会場を市のほうで指定した中で、そこに市民の皆さん方、まずは高齢者になりますが、集まっていた中で進めるという考えで進めております。現在のところ、4月中旬から、現時点では旧村でいう12地区にそれぞれ集団接種の会場を設けた中で進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私が心配しておりますのは、印刷物とかそういう集団接種の会場手配とか、そういうところがすごく手間がかかったり、時間がかかると思うので、そこら辺が心配でお聞きしたのですけれども、そういうところについては手配しているということです。

一番心配なのは、やはり集団接種の会場です。12地区でしたいということですが、当然、新型コロナワクチン接種準備室も始めた、支援部隊も含めて進めているということなので、心配はないのしょうけれども、ここが一番心配です。まだ決まっていなくても、いろいろワクチンの集団接種については、打った後の時間的な余裕とか、そういうところを考えると、どこでもいいということではないわけなので、そこら辺を考慮に入れた中で、その12会場がまだ進んでいないにしても、そのめどが立つのかと。見通しだけでもちょっとお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 会場につきまして、まだ確定ではないのでありますが、ただ、担当者のほうでは全ての会場を下見しております。そういった中で動線の関係で大丈夫な施設なのか。あと、非常に大勢の方が集まる場所になってきますので、接種後、待機をして経過観察する場所を確保することができるのか。そういったことを含めまして、広い場所、駐車場も確保できる場所、そういったものを考慮しながら現在、場所の選考を進めているところでございます。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 事業が本格化するのが4月からということなので、この予算はほとんど繰越しになるのかなという点が1点と、もう1点が、15歳以下は報道のようにこの市では接種しないのかという点です。そうなった場合、高校二、三年生は一体どうするのかということ

と、休日の接種を考えているのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今回補正させていただいた内容でございますけれども、一部、国の予備費を使用している予算分があります。700万円強でございますが、この部分につきましては、繰越しができないことになっておりますので、これは年度内の執行となります。それ以外の残りの金額につきましては、現在、全て繰り越して事業を実施する予定でございます。

あと、接種者の関係で16歳未満の方につきましては、国のほうでの方針に今後も従うということになるかと思っておりますので、現時点ではそういった皆さん方への接種というものは考えない中で、全体数を試算した中で会場等の準備を進める体制を整備しているところでございます。

以上です。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 報道等では16歳以上となっておりますけれども、これはファイザーのワクチンが治験で承認されたものが16歳以上だということであって、国の戦略として15歳以下を否定しているものではないのです。したがって、今後の費用の考え方は、全国民を視野に入れておりますので、今後ほかのワクチン、あと2種類あるやに聞いておりますけれども、さらにファイザーのワクチンの治験の状況も踏まえながら、今、部長が申しあげましたような見解が出てくるのではないかと考えています。

ただ、優先接種として、15歳以下よりも16歳以上をやるということでありまして、最初から切り離しているという戦略ではないと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

休日の接種の部分でございます。こちらにつきましては、現在、日曜日の接種も含めて検討しているところであります。

あと、医療機関委託といった部分につきましては、医療機関のほうでのそれぞれのお考えがあるかと思っておりますので、そういった部分についても現在調査しているところでございます。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 2点聞かせていただきます。電算システム改修等業務委託料ですけれども、この辺の業務委託の内容をできれば詳しく教えていただきたいと思っております。

そして、もう一つですけれども、ワクチン接種に当たって、今、県外では何か詐欺が早速横行し始めて、今、消費者庁や警視庁のほうで警告が出ているわけですけれども、この部分、ワクチン詐欺というのに対して、我が市としては何か手段を講じていくのかというのを、ひとつ聞かせていただきたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最初のシステム改修の関係でございます。下から6行目にありますシス

テム改修業務委託料、こちらにつきましては、現在、市が保有しております健康かるてという、それぞれの住民の皆さん方の予防接種等をどういった形で接種しているかを管理しているシステムがあります。こちらに新型コロナウイルスに関する項目を追加するためのシステム改修の分でございます。

その2つ下、電算システム改修等業務委託料、こちらにつきましてはクーポン券、1月1日時点の住民基本台帳から、高齢者の方は1月1日からになりますけれども、これを基準日としまして接種券を送付することになるわけですが、それを実施するためのシステム改修を行っているところでございます。

以上です。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 詐欺の問題は、詳しくは知りません。ただ、今回のワクチンの予約は、コールセンターといってもお年寄りにはなかなかよく分からなくて、ご不便だと思います。そういった要配慮者、独居の方々には、今は調整中ですけれども、直接——人海戦術になりますけれども、出向いて詳しく説明するなりして、いろいろなことでトラブルが起きないように努力してまいりたいと思っております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。電算システム改修等業務委託料に関しましては了解いたしました。

また、詐欺の対策ですけれども、外山副市長がおっしゃるように、直接行かれるのは大変いいことですし、やっていただきたいと思います。同時に、まず無料でということをも市民、やはり高齢者の方を含めて皆さんに例えば市報とか、どういう手段がいいのか私もまだ分かりませんが、そういった手段で広報しておけば、金がかかるというような言い方をすれば、すなわち詐欺であるという認識ができるのではないかと思います。そういうことも考えていかれるかどうかちょっと、聞かせてもらいたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 無料ということは非常に重要なことですので、実はもう市長も含めて動画を撮ってありまして、ウェブサイトのほうでこれから出ると思います。

また、それからお年寄りでウェブサイトとか見られない人もおりますので、その点については市報だけではなくて、ラジオもありますね。いろいろな媒体を通じて徹底してまいりたいと思っております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いさせていただきます。最初にワクチン接種の件ですけれども、今、国のほうが大体決まってきた、今、必死の思いで企画しているかと思っております。市民に対して大体全体的なスケジュールというか、皆さんやはり今、昨今のマスコミ等を見ていて、我が市はどうなっているのだろうかというのがすごく関心事であります。もうできているのか。また、いつ頃、市民の皆様こういう形でやりますという、そういう具体的な部分が発信で

きるのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

そして、2回目の接種の部分もあるわけです。その部分も今なかなか難しいかもしれないけれども、発表できる範囲の中で結構でございますので、スケジュール等をお聞かせいただきたいと思っております。

そして、その中で先ほど来、集団接種と個別接種とありました。集団接種に関しては12地区でやるということですがけれども、個別接種というのはどういう観点でやられようとしているか、2対1という部分ですね。例えば高齢者施設はそういうふうな形で行おうとしているのかどうか。そういう具体的な部分をちょっと分かる範囲で結構でございますので、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目に土木費の件であります。この部分でお聞かせいただいても大変恐縮ですがけれども、ここで機械除雪費の部分が出ております。財政の面と危機管理の2点の部分で、ちょっと関連ですでお聞かせいただきたいと思っております。

今回、ほかの地域ではかなり災害救助法が発令されております。当市はなっておりません。その中でやはり財政面として、この部分が私たちは大事かと思っております。発令したときと発令していない部分、財政面でどのように違うのか、お聞かせいただきたいと思っております。

そして、あと危機管理であります。先ほど病院の玄関ポーチの部分でありましたように、1月の連休、第3波が来ていたときに、我が市としてどのような体制でそういう危機管理を行っていたのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 スケジュールですけれども、3月中旬に65歳以上のお年寄りに接種券を配ったり、そして先ほど申し上げましたような要配慮者には個別に確認しながら、4月上旬から医療機関委託、あるいは集団接種を始めたいということは、先ほど無料ということも含めまして、もうじき市の広報というか、ウェブサイトのほうに載る予定です。

医療機関委託は、開業医の先生のところ、あるいは市民病院等の外来でやることを想定しておりますが、ファイザーのワクチンが零下75度で保管しなければいけないとか、いろいろ小分けの状況がよく分からないものですから、もう少したつたら国のほうから詳しい情報が出ますので、より小分けができれば、細かい人数で届けられるように調整したいと思っております。市内の全病院、それから全医療機関の先生方には、1月26日でしたか、検討会を開いて集まってもらって、今のようなことを調整しております。

そして、もう一つは、ここの地域は医者が少ないので、自分のところでやるだけではなくて、さっき言った集団接種の会場、そこに当番として出てくれないかということも今、調整しております。看護師さんも含めて、在宅も含めて、総動員ということで、今、網羅的に頼んでおります。

その中でご懸念のように、漏れるというか、置いてきぼりをくいそうなところが、やはり高齢者の施設でありますので、そこについては直接出向いていくのか。あるいは既にインフルエンザ等で医療機関の委託でかかりつけ医が行っている場合もあります。それらを全ての

高齢者施設に今、問い合わせしております。その答えと、それから出向いてくれる医療機関との突合を今やっております、在宅も含めて、できる限り漏れることのないように、今、調整しているところであります。時間が迫っておりますけれども、そういうこともできるだけ早く明らかにしてやってまいりたいと思っております。

○議 長 総務課長。

○総務課長 先ほどの災害救助法の関係でございます。最も市民の皆さんに影響が出てくるのが、福祉課等が行っております要配慮世帯の除雪です。そういったところの範囲とか負担が、国の分がちょっと大きくなっていくということが一番大きな点になっております。

市の対応としましては、財政全体からいきますと、緊急確保道路の関係の除雪費が入るとかということが、これは災害救助法以外で国のほうで決定されたことが過去あるかと思いますが、そういう除雪費の部分のかさ上げということが過去にあったことがございます。

もう1点、市がどういう体制を取ってきたかということでございますが、先日、議会議員の皆様方、1月22日時点で資料のほうをまとめさせていただきましてお配りしました。市のほうとしましては、通常災害に――災害と捉えて、例えば注意体制をしくとか、災害対策本部を立ち上げるとかという、おおむねの基準はあるのです。それを超えて今回は緊急の降雪であったということで、集中的な降雪であったと、この部分でいけば異常であるということで、積雪量としては基準よりも大分少なくなっておりましたが、早めの判断ということで、12月21日、12時25分に集中降雪による災害対策本部設置ということにさせていただきました。

行いました内容につきましては、緊急避難の必要な方がいるのではないかとか、除雪ができないで困っている方がいるのではないかとか、そういった方々の把握や、除雪可能業者のリスト化、またそういったところのご案内とか、そういったものを中心に行っておりました。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 ぜひ、スケジュールに関しまして、今、皆さん関心事でありますので、やはり安心感を与えるということが、今一番大事なことかと思えます。できるだけ早くということでございますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

そうした中でちょっと先ほど聞かなかった部分がありますけれども、今回の先ほどの部分で任用職員等がかなり見込まれなければならない、また、多分必要になってくるかと思えます。先ほどコールセンターの体制はお聞かせいただきましたけれども、やはり任用職員の部分の計画、今こういう状況の中で休業されているとか、いろいろそういう状況から、求人を探している方もいるわけです。そういう部分は、今、何名ぐらいのそういう体制があるのか。そういうことはやはり早く発信して、本当に大変な思いでいられる方、また応援できる方には、総動員で今回の部分はやっていかなければいけないと私は感じているのですけれども、その部分はどのように捉えているのか、まず1点。

それと先ほどちょっと話が分からなかったけれども、個別接種の部分の話がありましたけ

れども、高齢者施設ということでありました。私がすごく気になっているのが、最近いろいろマスコミ等を聞いていますと、高齢者施設でクラスターが多く発生しております。そうしたときに高齢者の部分は早くなるかと思うのですけれども、やはり私が心配しているのは、その従事者です。その部分に関しまして、一緒に接種するべきではないかと、私はそう思っているのです。高齢者の方はワクチン接種をした。また、従事者はしていない。やはりその部分というのは、私も調べさせてもらいました。そうしたら、厚生労働省は、もし自治体等のそういう体制が整っていれば、自治体に任せるといような発言もしております。我が市としては、そういう体制で進むべきではないかと感じるのですけれども、その見解をお伺いさせていただきたいと思っています。

あと、2点目の財政の部分でありますけれども、早く対策本部は設けていただきました。その中で私が気になるのは、災害救助法であります。これは5点、皆様方から報告をいただきました。その中でやはり4番目なのです。積雪が多く、かつ平年と比較して異常な降雪、もしくは短期的に集中している、とあります。

先ほど市長の答弁にもあったように、異常であります。集中しております。私はあのときの体制——1月10日に本庁舎に来ました。たった2人でありました。でも、一生懸命頑張っていました。ほかの自治体6市は、全部災害救助法を県のほうに申請しております。そのとき我が市はどういう体制であったかということです。危機管理というものをどういう感じで持っているのか。それがいいとか悪いとか、私はまだあれですけれども。

例えば今回、福島県で地震がありました。そういうときにこの地域は震度4でありました。どういう体制のときに管理者が来て、そういう体制にしようとしているのか、私たちにお聞かせいただきたいと思っています。そういう危機管理の、市民を守ろう、財産を守ろう、命を守ろうという体制は、どのような見解のときにこういう発令をされるのか、確認の意味でお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 会場に今どれだけ人数がいるかというのは、集団接種の会場で医者の方を3列にするのか、4列にするのか、5列にするのかによって大分違ってきますけれども、受付であるとか送迎であるとか、それからお年寄りの世話であるとか、数十人体制で必要なものですから、当然、医療関係者以外の事務的な方にも来てもらわなければいけないと思っています。それぞれの会場について必要人数を今はじいているところでもありますけれども、基本的には議員がおっしゃるように労働力シフトといいますか、新型コロナウイルスで職を失ったような人については、ぜひ、受付が上手な人に受付をやらしてもらえばいいのではないかと考えております。新型コロナウイルスのワクチンというものは、そういうふうな形の展開もぜひやるべきだと思っています。ちょっと細かな人数はまだ申し上げられませんが。

それともう一つは、高齢者施設に行って打つ場合、ご指摘のようにそこにいる従事者につきましては、同時に打つべきだと思っております。そういうふうな形で今調整しているところであります。

以上であります。

○議 長 市長。

○市 長 後段のほうのご質問であります。まず、災害救助法の適用については、これは中沢議員は十分ご存じなのではないかと思いますが、申請式ではないのです。我々がかけてくれというのではない。基準があって、なってくるものです。なので、これはもう十分ご存じだと思います。我々もその災害救助法に適用するのではないかと考えているわけですが、これはなかなかかかりません。今回はかからなかった。

しかし、関越自動車道のあれについては、これは我々が申請したのではなくて、もう県からかけてくる、そういう類いです。これは十分お分かりだと思うので、ここで細かく言いませんが、基準がきちんとあります。しかし、今回それがかからなかったということで、市長職の私としては、これまでとちょっと違うという話を市長会でもお話をさせていただいたり、基準の見直し、こういったことにも実は課題を提起させていただいています。

これまでは——ちょっと細かく言うと難しいのですけれども、例えば市内全体で数か所のところが超えてくると、そこに適用されるような基準があるのですが、昨今の雪の降り方は、雨の降り方と同じように、この市内といえども、例えばこの間の大水は大和の方面では大水であるのに、本庁舎は上を見ればあか天気、晴天。こういうことがあるように、雪も同じようなことがあるということも含めて、今回の次に続いた雪はそうです。下側のほうがやはりいっぱい降った。その前は上側がいっぱい降った。

なので、同じ地点で市内に幾つかある地点を、そこを例えば何か所超えてくるという形の基準だけではもう駄目だということと、初雪における、さっきのキャノピーの問題もありますが、非常に積雪だけで問題を凶っていても過去のようにいかない。温暖化の中の大雪というのはそうではなくなってきたということを我々は感じているので、これは県も国も含めて基準の見直しが必要だということ、私は南魚沼市長として発言もさせていただいたり、この課題に取り組んでいただきたいという発言をしています。なので、我々も議員と同じようにじれったい思いで、そういう部分は見ております。

それから、地震等につきましては、震度4以上になると来ます。今回の地震もみんな来ています。全員ではありません。災害の担当、それから我々も来ることはあります。しかし、状況を見て、ここは震度がちょっと大きく出るというところもありますが、それでも震度4で、今回の土曜日の地震につきましては出勤しております。

それから、大雪の11日と言われましたでしょうか、そのときにそういうところは記録に残るというか、その部分だけをつまんで言われると、本当にちょっと私、残念ですけれども、年末から本当にみんなが疲れ切るほどになって仕事をしてきているのです。そして、このたびのそのときの雪は、我々のところはあまり降雪量がないというような見込みの中から、必要があればすぐに招集できる体制をしいた上で、担当者がいて、それを2人と言われるかもしれませんが、2人ではなかったと思いますが、各課でいろいろある。こういう中で対応してきたということでもありますので、少し私はこちらサイドといいますか、市役所のやはり誇

りも含めて少し——その点だけを言われると、そうではないのだという思いを持つので、私としては訂正を加えてもらいたいという思いであります。

それまでの間、本当にみんなで、この雪のことについては対応してやってきているということではありますが、そのときについては、我々の言葉でいう、下雪というそういうことがあって、予想降雪量もはるかにやはりそういう状況があった。楽観していたわけではございませんので、そこはちょっと酌んでもらいたい、そういう思いであります。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 後方のほうを再度お聞かせいただきます。私の言葉足らずで大変失礼いたしました。現場でずっと第3波までかなり頑張られているというのは、私も重々承知しておるのですけれども、私の市民的感觉で言わせていただきましたけれども、本当にそのとき現場は必死になってみんな除雪していますし、皆さん方も従業員の方もお家で必死だったと思います。

でも、私はそういうとき、あれだけの状況のときは、管理者1人ぐらいはいる危機感というものがやはり必要ではないかと思っているのです、私は。そういう部分がやはり今後の部分で大事になってくるのかと思っています。そうした中で申し訳ないです。私は本当に言葉足らずで申し訳ないのですけれども、あえて恥を忍んでお聞きいたしますが、今回の災害救助法にならなかった原因は、何が原因というふうに、誰が決めているのでしょうか。誰がこういう形でならないでやっているのですか、ということを決めているのでしょうか。

例えば今回だって死亡者が2人出ています。けがしている人が31名という報告を、私どもはいただいております。そうした中で本当に近所でも大変な部分がいっぱい私も見ている中で、誰がその判断をしているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っています。

平成23年のときは、やはり災害救助法の中でそうしたことによって、例えばこういう部分に関しても、災害救助法を適用されるとお見舞いだとかそういうのが出ました。こんなことを言いたくはないですけれども、福祉灯油だとかそういう部分もできるようになりました。こういう部分は、誰が本当に決めているか、現場を本当に分かっているのだろうか。私はそのような感じがします。正直言って申し訳ないですが、私は申請するものだと思っていました。県のほうに申請して、そして国にして、私はそういう手順だと思っていたが、それがもし間違っていたら、大変お許しいただきたいと思っておりますけれども、もう一度お聞かせいただきたい。

○議 長 総務課長。

○総務課長 災害救助法の適用基準、雪害に関してですが、今お話があったとおり、総体的には被害の状況というのは当然ありますが、明確に県の中で、平成の大合併の前の段階ぐらいの細かい基準を、各市町村で県から国に上げていくという基準を持っています。それがどんな内容かという、昭和50年から今までの中の積雪深です。そういったことを勘案した、ここまで来ればもう異常な事態だという数値を持っていて、そこに該当しているかどうかということでもあります。

例えば上越市さんであれば、あれだけの市町村が合併していますので、今回、災害救助法が適用されたのが、上越市全体かどうかというのは、ちょっと私は分かりません。上越市の一部の地域がそこを超えたという可能性もありますので、そういったところは県のほうで明確に基準を持っているということで回答させていただきます。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）新潟県のほうでその基準を勘案して、国のほうに申請するということがあります。ですので、判断は市町村ではできないということがあります。

○議 長 答弁は以上ですね。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を3時40分といたします。

〔午後3時15分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時38分〕

○議 長 日程第6、第1号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第1号議案です。令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

本補正予算につきましては、次の2点におきまして緊急に議決をいただく必要があると判断し、今回臨時会を開催させていただき、議会にお諮りするものであります。

まずは1点目。国において新型コロナウイルス対応地方創生臨時特別交付金の第3次の配当額が示されたこと、及びそれを財源とした市独自の経済支援策をお示ししたいということがあります。

この新型コロナウイルス対応地方創生臨時特別交付金は、第3次配分が4億1,570万円、

このほか、第1次配分で国庫補助事業の補助裏分として取り置きました3,000億円の精算分が1億2,538万円、合わせまして5億4,108万円が今回新たに上限額として示されたものがあります。既に示された上限額11億1,557万円と合わせて、合計で16億5,665万円となります。

今回示された配分額は、市が具体的な事業を進めるために予算計上する分のほかは、いわゆる本省繰越方式で、市が予算計上するまでは国が預かっているという形になります。2月8日が国への実施計画の提出の締切日でありましたので、実質的な検討期間が持てなかったことから、第3次配分の全額を本省繰越で翌年度に繰り越さざるを得ないという状況であります。

しかし、極めて深刻な打撃を受けております、特に観光事業者の皆さんに対しまして、早急に具体的な支援施策をお示しする必要があると判断しまして、実際の執行は4月以降となるものではありませんが、3,000万円を観光事業支援補助金として債務負担行為に計上いたしました。

これは各地区の観光協会を通じて個々の観光事業者に支援を行うものであり、観光協会費用相当分を補助金として交付することを考えています。これは市独自の経済支援策の第6弾の一部として位置づけておりますが、このほかの支援策については、地元経済団体等との協議を経た中で、感染状況の推移を見定めながら、効果的な時期に最も有効な手段が講じられるよう慎重に準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、新型コロナワクチンの接種に向け、その準備経費として先ほどご承認をいただきました一般会計補正予算（第11号）を専決処分したところではありますが、地方自治体からの様々な要望を聞き入れる中で、国において補助対象の範囲を拡大する見直しが行われ、これに伴い補助金の上限額が引き上げられましたので、その追加分を計上するものであります。

このほか、この冬の集中降雪により甚大な被害を被っている農業用施設の復旧に向け、新潟県農林水産振興資金貸付金に対する利子補給に関し、債務負担行為補正を行いたいものがあります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,001万2,000円を追加し、総額を410億7,907万2,000円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第1号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明申し上げます。

最初に歳入歳出予算の補正内容でありますけれども、4ページ、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。上の段、新潟県農林水産振興資金貸付金に対する利子補給であります。令和2年度の豪雪によりまして、甚大な被害を被った農業用施設の復旧のため、新潟県農林

水産業振興資金を借り入れた場合の利子補給を行うもので、期間は令和3年度から令和10年度までの8年間、限度額は「要綱に定める利子補給率等により算出して得られた額」という書き立てになっております。これは借入金の全てについて県と市で利子補給を行うということはしておりますけれども、現段階では実際に借入れが行われる金額が未定であるということから、このような表現となるものであります。

下の段、観光事業支援補助金（新型コロナ関連）であります。これは市独自の経済支援策の第6弾の一部でありまして、極めて深刻な打撃を受けている観光事業者に対し、各地区の観光協会を通じて支援を行うものでありまして、観光協会費相当分の3,000万円を補助金として交付するというものであります。観光協会費の納入は新年度の6月頃になりますので、債務負担行為補正として計上するものであります。

めくっていただいて8ページ、9ページ、事項別明細書の歳入であります。14款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金6,001万円は、専決処分しました一般会計補正予算（第11号）で計上しましたワクチン接種体制確保に関する国庫補助金と同じでありますけれども、国におきまして補助金の対象範囲の見直し、上限の引上げが行われたことから、その追加分を計上するものであります。

めくっていただいて10ページ、11ページ、歳出であります。4款1項4目予防費は追加された体制整備の内容であります。説明欄の常勤職員手当等、これは常勤職員いわゆる我々正職員であります。この時間外手当を計上したものであります。この部分、第1回の時点では対象外だと言っていたのですけれども、自治体が超過勤務手当は対象としてほしいという要望を受けまして、国のほうで補助対象にしたという経緯がございます。

その下、接種意向調査員報償費は、自らコールセンター等に電話することがなかなか困難である要配慮高齢者等に対しまして、個別訪問を行って接種するかどうかの意向確認を行いたいということでございます。今考えておりますのは、各地区にいらっしゃる民生委員さんですとか健康推進員さんなどをお願いしたいということで考えております。

その下、各種業務委託料は、集団接種会場の設営及び消毒に係る委託料であります。

その下、バス運行业務委託料は集団接種会場までの送迎を行うもので、民間バス会社への委託分であります。

その下、車両購入費1,000万円は、ワクチンを安全、確実、迅速に搬送するために必要な車両の購入費、8人乗りのミニバンタイプ2台とキャラバンタイプ1台を想定しているところでありまして、会場への市民の送迎も含めて考えているところでありまして。

戻って1ページであります。第1条、歳入歳出それぞれに6,001万2,000円を追加し、総額を410億7,907万2,000円としたいというものでございます。

以上で、第1号議案の詳細説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 11ページの接種意向調査員報償費ですけれども、今ほどご説明がありま

したように、高齢者宅で民生委員の方とか健康推進員の方々が接種の意向を個別に確認するということが説明があったわけです。高齢者の方ですと持病とかいろいろな問題もあって、これはかなり一人一人に受けるかどうかの意向を確認するというのは、責任も重いものではないかなと思うのです。この金額の算出、これで十分にそういう細かい丁寧な対応ができる、そういうことでこの金額になっていると思いますので、その辺をもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 こういうことは初めてでありますし、行っていただく方にはちょっと重荷だと思っております。それで、民生委員の方には、民生委員法に基づく業務外ですから、意向確認調査員みたいな形にして別途——ただ、実質的にはその方を中心にやってもらったほうがいいのではないかとということでやっています。確かに訪問した場合、様々な持病をお持ちであるとか、やはりいろいろなご質問が出ますので、その辺につきましては事前にQ&Aをきちんと整えるほか、市役所のほうでもきちんと保健師が待機して対応する。あるいは、場合によっては質問を持ち帰って、2回目のときにもう1回答えるような形で、その辺は不安のないようにやっていきたいと思っております。

それから、やはり守秘義務といいますか、そういう問題も出てきますので、関係各法に触れないような形で十分注意しながらやっていきたいと思っております。7784ただ、恐らくこういうことでもやらない限り——やらない限りというのは失礼ですけれども、なかなか自分の意思もはっきり言えない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、頑張ってくださいと思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 分かりました。受ける、受けないを、本人がきちんと意思表示したり決断したりということ自体も難しいでしょうから、それを受けた民生委員の方が持ち帰って、保健師さんにも相談したりということで、今、伺いましたけれども、受ける、受けないの判断を最終的には、介護認定がされていればケアマネジャーさんと相談するとかそういったようなことなのか。最終的な決断は一体どなたということになるのでしょうか。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 法的にはやはり個人が最終的な決断ですけれども、ご案内のように保佐人が必要な方とか、それぞれ社会のシステムの中でサポートする体制がありますから、そういう中で総合的にやりたいと思っております。

ですから、単純にそれで訪問した人が帰ってきて、ぽっとコールセンターのいるところに結果を入力するというのではなくて、十分その辺は配慮しながらやっていきたいと思っております。そういうことで、ケース・バイ・ケースでいろいろあると思うのです。やっていきたいと。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 まず、今の点にちょっとかぶりますけれども、再確認したいと思っております。

私は要援護者、そういう自分で判断がなかなかされない方への接種の意思をどうして取るか。大事なことだと思うのです。ただ、今の説明の中からは、民生委員、健康推進員の方々に中心になってやってもらいたいというのは、非常にその方々に判断をさせるというのは難しい。

もうちょっと法的な、その方々の意思を法律行為として反映できるような立場の人でないと、そこまでするのではないかというような気がするのですけれども、そこら辺のそういう整理はきちんとついているのかということ、というのがまず第1点。

もう1点あるのです。すみません。2点目です。債務負担行為補正のところですが、令和3年度ということで3,000万円。これにつきましては国の3次補正の関係で計画がちょっと間に合わなかったため、国のほうに保留になっている分ということで説明を受けました。大体分かったのですが、ただ、債務負担行為、令和3年度となりますと、予算執行するには令和3年度のまた予算措置を、予算化しなければならないわけだと思うのです。ということになりますと、ここで債務負担行為を補正する——すみません。よく分からないのであれですが、意味があるのか。新年度予算の中にポンと入れれば済むことではないかというような気もするのですが、ここら辺の債務負担行為、令和3年度の中で3,000万円、ここで入れるという意味をもうちょっと教えていただきたい。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 先ほど、田中議員の質問にも答えましたけれども、接種意向確認調査員が聞いてきて判断するのではなくて、あくまでもその方が最終的に意思を決定する。ただし、その際に、必要な情報であるとかご不安があれば、接種意向調査員が行ってサポートする。ただし、さっきケアマネジャーという話もありましたけれども、様々な状態が想定されますので、そのところはケース・バイ・ケースで最終的にその意思が確認できなければ、保佐人の方であるとか、十分関係各法に抜かりなくやっていきたいと思っています。そのところ、行く人も自分が決定するということになると、やはりすごく気が重いと思うのです。気が重いというか、ちょっと権限外の話なので、そのところは徹底していきたいと思っています。

ただ、こういうことというのは、南魚沼市が独自に今考えてやっているところで、国のモデルでというか、国がやれと言ってやっているわけではないのです。したがって、またいろいろな研修会とか、実際少しやってみて様々な反省するところがあれば、また改善していきたいと思っていますけれども、そういう需要の高い地域については、そういう形でやっていきたいと思っています。

突き進むと言っては悪いですが、ざるを得ないというか、そっちのメリットのほうが大きいと思っています。議員のご指摘のようにきちんと関係各法に抵触しないような形で万全を期したいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 今ほどの後半のほうのご質問です。観光事業者の支援のことを、債務負担

行為をとってやる意味があるのかということです。これは大変重要な意味があると思っています。なぜかという、細かく言うとまたちょっと時間がかかるかもしれませんが、観光事業者のほうにどういう支援ができるかということで、ずっと悩み切ってきているのです。その中で、去年の異常少雪のときにやったことと同じ内容をやるのです。お分かりいただいていると思うのです。去年の異常少雪のとき、新型コロナウイルスの始まる前に、異常少雪が去年の冬にあって、そこで初めてこの同じスキームの形を取って、観光事業者支援をやりました。これは大変喜ばれました。去年は2分の1、これは額でいうと100%です、今回やろうと思っているのは。

これを今、本当に苦しい状況のときに、よくほかの議員の方からもエールを送ってほしいということがありますが、これは観光事業者にとって、その後、実は大変高額な負担をしているそれぞれの事業者が、各個別の単位の観光協会にはおられます。これらを全額見るということは、やはり基本的には大変なエールになると思いますので、いち早く市はそういうことで手を打ちますということ伝えるという意味も含めて、このような形を取らせていただきたい。新年度を待つ、それからつくりましたということでは遅いという状況があると思って判断をさせていただいております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 少し付け加えさせていただきますが、当初予算との関係性であります。当初予算に盛れば事が済むと、確かにそうなのですが、もうこの19日が定例会の議会運営委員会であります。当初予算書というのはもう既にできております。この段階で国が3次補正をつけてきても、恐らくどこの市町村も当初予算への反映というのは不可能だと思います。間に合わないのです。

したがって、なるべく早くにこの3次補正、4億円のお金はついてきましたけれども、執行しながら経済の回復を図っていきたいと思っておりますが、どのタイミングでどういうふうに運営していくか、これは非常に議会の皆さんとも相談していきたいという内容でございます。当初予算になかなかこの3次補正分というのはのせられない。そういう事態であるということをご理解いただきたいということでもあります。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私もちっと勉強不足なのでとんちんかんなことを言うかもしれませんが、3次補正というのは多分、国の3次補正、1月に通った補正予算ですね。それを当初予算に反映するのは難しいというような話でしたけれども、そうではなくて説明にありましたように、3次補正の内容を反映させるには計画を立てるのですよね、多分。その計画が2月の何日までということで、それが間に合わないということですね。ということなので、今の説明だとちょっと違うのではないかと。計画が間に合わなかったから、ここでこうするわけでしょう。そこら辺をちょっとはっきりしてもらわないと。計画をどういうふうな、3次補正の予算を使うかという計画が上げられなかった、間に合わなかったからということ

なのでしょうか、ということも1点。

そしてもう1点です。最初の意向調査の件ですけれども、外山副市長がおっしゃいましたように、これは国のほうの指示ではなくて市独自のやり方でやるのだというようなことで、モデル的なことでやろうとしているのかもしれませんが。だから私は、法的なそういう根拠立てたところをきちんとしておかないと、国の方針に従ってするのだったら問題ないのですけれども、モデル的に市の独自の方法でやるのであればなおさら、そういう過ちや間違っただけや、個人の意思が反映できなかったような判断になってはうまくないので、その辺を十分に配慮していただきたいということを行っているので、その点、何かもう一言ありましたら。なかったら先ほどの答弁で結構ですが、ありましたらお願いします。

2点お願いします。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 今ほどの3次補正の件です。3次補正は、1月28日に国のほうで閣議決定された後、こちらに2月2日で交付限度額の通知がございました。その中で3次分の実施計画を立てて提出しなさいというのが、2月8日期限で来ております。その中、全国の自治体からの応募がある中で、国も令和2年度においてすぐ実施計画が立てられる状況では——それぞれの地域の状況、実態がありますので、そういった実態を踏まえて本省繰越という形で、全額そのまま、限度額全部を本省繰越という手続を取って令和3年度に。それは提案理由の部長の説明にあったとおり、国から認める通知がございました。

その中で、本来であれば全部本省繰越という形で送って、令和3年度において経済対策等煮詰まっている中で、補正なり臨時議会等で計上して交付金を入れるという方法が1つありますが、その中でも市長答弁のとおり、まず観光事業の部分については、いち早くこのことをやるということを表明する必要があるという判断のもと、債務負担行為という形でこの部分だけ今回計上して、令和2年度の予算の中では予算化はしませんが、令和3年度においてこの分を予算化するということを表明するというものであります。

以上です。

○議長 長 外山副市長。

○外山副市長 議員のおっしゃることはよく分かります。予防接種というのは、予防接種法の第一号法定受託事務とあって、市町村長が責任を持ってやることでありますけれども、国は国としてのこの枠といいますか、様々な関係法令で守るべき規範というものを示しておりますけれども、それ以外のものについては、やはり地方自治といいますか、地域の実情に合わせてできる限りその実効性が上がるように差配するのが、地方の首長といいますか、の住民に対する責任だと思うのです。

そういう観点から、さっきの意思の確認については、関係法令を十分踏まえて逸脱がないように、あるいは接種意向調査員自身にご迷惑がかからないようにやらなければいけませんけれども、一方で恐らくこういった仕組みをやらないと、なかなか漏れについては失礼ですが、そういう意思を確認しないままパスされる方が多いのではないかと感じております。

そういうことで、そういう観点でやりますので、この意思の確認方法まで関係法令が示しているわけではございません。南魚沼市にとって重要な施策としてぜひやっていきたいと思いますが、議員のおっしゃることも十分、頭に入れながらやっていきたいと思っております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 接種意向調査の件については分かりました。そのような形でなかなか自分の意思表示がうまく表現できない方の真意を酌み取って進めていただきたいと思います。

それともう1点、前段といたしますか、債務負担行為の件ですけれども、ちょっと答弁を聞いていますと私は勘違いしているところがありまして、昨年12月の終わり頃閣議決定したという思いで、そして1月のあるところではもう議決したというような前提で話したもので、ちょっと話がかみ合わないで大変ご迷惑をおかけしましたが、そういうような経緯がありました。分かりましたので終わります。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 車両購入費1,000万円についてであります。国庫補助金という財源ですであまり負担はないわけですが、後年度負担という点で考えますと、どうかなという点もござります。ほかの方法といたしますか、車両3台購入する以外の方法を検討したかどうか確認したいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この点につきましては総務部長からの説明もありましたけれども、ワクチンの搬送ですとか、あと高齢者の会場までの輸送ということで非常に使用頻度が高いということが考えられます。そして、常にワクチンの搬送につきましては、集団接種以外の日にも行われる可能性が非常に高いものですから、そういったことを考えますとリースですとかレンタル、そういったものよりも購入して有効に活用したほうがよろしいと判断いたしました。

以上です。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4ページの債務負担行為。非常に助かると思っておりますけれども、担当部担当課、各地区単位の観光協会とかの、大体これで何人会員さんがいて、幾らぐらい配分して、収入決算等を資料とかで把握していますか。いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 令和2年度の予算で、先ほど市長が申した異常少雪の関係で一度行っております。当然、その支援時の調査データというのは把握しております。ここをベースで積算しておりますので、昨年度、3,000万円を新年度予算で盛った中で、観光協会費負担額というのは約1,800万円強という額であります。今度、そのパーセント、負担率を検討した中で、令和3年度に行いたいということですので、データは持っております。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 公費を使うわけですので、議会にも分かりやすいような収支決算の地区単位

の観光協会の資料は出すべきだと思っています。我々も予算を議決する中で、どこにどうい
うお金が、という話を市民からも言われる場合がありますので、やることはいいと思うので
すが、そういう資料が必要ではないのかと思っています。

もう1点が、滞納とかがあるかもしれないというような場合だと、そういう決まりとかは
——例えば1年、2年、そういう方も、今回はそういう対象に入るのか入らないのかとか、
例えばそういうことも考えてやられたかどうかということをお聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 滞納というのは会費ということですね。次、令和3年度にこれを行う場
合は、この負担額が決定するのが大体それぞれの観光協会、6月ぐらいであります。その時
点で、前年度がそれぞれの補助率によって負担金が減っているわけではありますが、その部分
で私たちのほうでそこが会費を納めたか納めていないかというのは承知しておりません。そ
れぞれの観光協会のほうで、その部分につきましてはお任せしておりますので、市のほうで
その方たちが納めた、納めていないというのは承知しておりません……(何事か叫ぶ者あり)

すみません。答弁漏れであります。資料につきましては、当然、決算時に但すが、1件、
1件、個々の数字というものはお出しすることはできませんけれども、各地区単位の観光協会
とまた賛助会員、正会員等の金額については、決算でお示しする予定であります。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ぜひ、議会のほうにも示していただきたいのと、今言った滞納の分が観光
協会での数字の操作ということになると、市がちよっとどんぶり勘定になってしまうかなと
思っています。そういう部分はやはりしっかり見るべきではないかと私は思っていますけれ
ども、答弁願います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員が言われるとおりにだと思います。今年の補助金にしましても、負担
率それから金額等、全部、各宿泊施設さん、それから会員さんにお出しいただいた中で、幾
らまでそれが下げられるかという協議を3回程度行っております。それは私ども市のほうも
一緒に行っておりますので、それは同様の形でやらせていただいて把握したいと思いま
す。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 2点になりますか。1点目、バス運行業務委託料のほうです。次の車両購
入費のほうにかかるのですけれども、さっき8人乗りのもこれにのせてということですが、
どのぐらいのサイズのものを何台とか、ある程度、計画が——まだ細かいのはできないとし
ても、大体の計画はどのぐらいのものでやるかというのを、ちょっと教えていただきたいと
思います。

そして、先ほど桑原議員もおっしゃっていましたが、車両購入費です。多分、1年ぐら
いはかなり頻繁に使うと思うのですけれども、ワクチンの事業は長くても2年であれば終わら
なければいけないと思うのです。終わった後、この車両をずっと維持していくとなればまた

維持費がかかってくるわけで、その後の使い方とかもきちんと考えた上で購入されるのかどうか。その点をちょっと確認させてもらいたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 バス運行業務の委託の関係でございます。こちらにつきましては、先ほども集団接種を各地区で考えているというお話をしていただきましたけれども、その会場において、その地区の1か所に1台を配備した中で回っていきたいと思っています。そのバスがどういった大きさとかそういったことになりますと、今は委託でお願いする予定ですので、その地区でどれだけの需要があるかというのを判断した中で、マイクロバスですとかもう少し大きいもの、そういったものを判断した中で借入れをしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 購入する車の件ですけれども、結局さっき答弁がありました、ワクチンを小分けにして運ぶ場合や、あるいは会場にバスでも来られない人をきめ細かく送迎するようなことも想定しているのです。

議員がこれは1年で終わりということもおっしゃいますけれども、ワクチンの効果がずっと続くかどうかというのがまだ分からないまま、このプロジェクトを進めているわけでありますので、我々としては予断を持たず、こういう体制整備をするべきだと思っています。

幸福にもといいますか、もうこの1発のワクチン接種で新型コロナウイルスが終わったということであれば、こういったバンであるとか、車は、いろいろな医療福祉サービスに使えると思っていますので、別に無駄になるというふうには考えておりません。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 車両購入費に関しては分かりました。私もただ反対しているわけではなくて、要するにその後に有効活用することをきちんと考えていただきたいということです。いろいろ福祉のほうで使っていくということなので、それはいいことだと思いますので了承しました。

バスですけれども、ちょっと細くなるのですが、今、各地区の需要ということで話もありましたけれども、例えば地区によってそれこそ多い地区と少ない地区とがあったり、もしくは、どこで高齢者の方を乗せるとかそういうのもあると思うのです。例えば、一々家の前まで行って、ドア・ツー・ドアでできるのかとか、もしくはどこかの集落センターに集まってもらってとか、そういうところもこれから具体的なのは、多分、需要を聞いてからということになるのかもしれませんが、そういうのを考えていच्छゃしたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほど議員のほうからご質問がありました、乗っていただく場所ですとか、そういった部分については、これから詰めていくことになってくるかと思っています。また、

接種をする時間も、予約時間とかそういったものも細かく決めていくこととなりますので、今後のそういったもの全体を考えた中で、こういった運行経路でいくのか、そういったものも決まっていくというように考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第1号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第2号議案 工事請負変更契約の締結について（解体第1号旧大巻小学校解体工事）を議題といたします。

○議 長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 では、第2号議案 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は令和2年6月1日に議決をいただきました旧大巻小学校解体工事につきまして、変更契約を締結する必要があるため議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の1ページ、1番目、契約の名称は、解体第1号旧大巻小学校解体工事であります。

その下2番目、契約金額であります。（1）変更前、1億7,710万円、（2）変更後、1億8,850万9,200円、（3）変更増、1,140万9,200円であります。変更増となる金額は変更前の金額の6.44%に当たり、かつ1,000万円を超えておりますので、市長の専決事項として指定された範囲を超えているということから、議会の議決をお願いするものでございます。

3番目、契約の相手方、新潟砂利・新潟ガービッチ・島田組特定共同企業体、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして3ページ以降が建設工事請負変更仮契約書でございます。工事期間は令和3年3月31日までで変更はございません。

7ページ、工事変更概要であります。2番目、変更の内容としまして変更部分を表にまとめてございます。お読み取りをいただきたいと思っております。

その下、3番目で変更理由をそこに書いてございます。主に申し上げますと、アスベストの処理に必要な足場や養生に係る経費の追加。それから解体した鉄筋コンクリートの処理量

が増加したということ。もう一つは既設の排水路の代替排水路工事の追加、既設消雪パイプの復旧工事の増などであります。

以上が、第2号議案の説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ちょっとお伺いしたいのは、変更理由。「現地調査の結果、当初設計で計上していたアスベスト処理に必要な足場や養生では不十分」。それと2番目の「解体した鉄筋コンクリートの発生量が、当初設計よりも多いため数量を変更する」。今後のために聞いておきたいのですけれども、もし、設計者がこれを間違えたとしたら、こういう変更を認めてくれるのかどうか確認しておきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目のアスベストの処理に必要な足場、養生では不十分、この理由でございますけれども、当初はグラインダーなどで削って集塵をするという工法を考えていたのですけれども、これではちょっと工期に間に合わないだろうということになりました。それで塗料を、剥離剤を塗って、そして剥がしながら集塵機で吸い取ろうというような工法に変えました。工法自体の金額の変更はわずかなものでございますが、そのために足場が広範囲にわたることとなりまして、その数量を積算した結果、このような形になったということでございます。全体に膨らんだというようなことで、それが足場の追加であったり、養生の追加であったりということでございます。

2点目の鉄筋コンクリート処理の増ということでございますが、資料が分かりにくくて大変申し訳ないのですけれども、7ページの2の変更の内容、2)の解体工事のところ、鉄筋コンクリート処理の増ということで表記があるわけでございます。請負額の増が356万円となっておりますが、こちらにつきましてはコンクリート処理の積込み、運搬、それと処分ということで、それを合わせた金額がこの356万円でございます。

その横に、変更内容の数量がトン単位で載っておりますけれども、こちら1,987トンと記載がありますが、これは実は積込み、運搬、処分のそれぞれのトン数で、実際に増えたのは、これを3で割れば660トンぐらいになるのではないかと思います、という数量の増ということです。主な増は校舎部分で550トン、体育館棟で110トン、プールで200トン余りの数量が増加しております。一方で、外構のほうでは320トンぐらいがマイナスになっているというような状況でございまして、それらを全て増減いたしましたところ660トンぐらいの増となったということでございます。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 私が質問したのは、後々のためにちょっと聞いておきたいのですけれども、これがもし設計事務所が拾い間違いをしたというのであったとしたら、市はそれを認めてく

れるのかということです。これはトン数を間違えたのか、市が別にまたちょっと増やしたのかというのを確認して、我々がもし議員を辞めて設計事務所を始めて、こういうことが起こったら認めてもらえるのか。それを確認したいということです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 全般的な契約に関する考えを問うていらっしゃると思いますので、私のほうから答弁をさせていただきます。基本的に、意図的に数量を低く見積もったとか、間違えたことに重大な過失があるとかということでない限り、我々とその工程の中での話し合いをしていく中で、やはりこれは認めていきましょう、これは認めてやっていただくべきことであろうということで了解が得られれば、それは変更契約の中に、基本的には載せていくべきものだと考えております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 12番議員と絡みますが、当初予算は多分、2億円ぐらいだったと思うのです。そして、当然、設計屋さんが入って数量計算をしているわけですが、それによって予算を組んで入札してということであります。そして、今度は工法が、今の話でいくと工期に間に合わない。工期を勘案して工法を決めて、そして計上して入札効果を得たと、こういうことだと思うのです。そして、また元の数字が動くということであると、事業者も請負者も当然、図面は見て積算して入札するわけです。ちょっと自由度があり過ぎると思いませんか。

工法は変える。今度は、数量は——搬出した数量なのかどうか分かりませんが、数量というのは立米数でいくか——要するに解体しながらだと、私の考え方でいえば体積的には増えると思うのです。

ですから、やはりある程度そういうところは勘案した形で入札をしているものと捉えないと、言葉は悪いかもしれませんけれども際限がなくなる。何が基準であるかも分からなくなるという感じがしますが、所見を伺っておきます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 工事が大きく変わったのは事実でございます。数量の件ですけれども、やはり設計と現場で起きた・・・とでは大きな違いがあったということで、変更増ということになっております。

また、工法の変更ということですが、工期のほかにも安全性というようなことで、飛沫防止ということの観点から、このような工法にさせていただいております。ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 多分、計画の段階で全部そういうのを考えて処分方法を決めていると思うのです。それでは駄目だったということ自体がおかしいし、特にアスベストの場合であればきちんと基準があって負圧にしなければならないとか、いろいろ——そんなことまでするかどうかちょっと分かりませんが、そうすると、そういうことが簡単に変えられる計

画だったのかということです。要するに変えられる計画だったということになってしまうと、さっき言ったようにおかしなことだと思います。

そしてもう一つは、きちんとした建物でありますので、図面があるわけです。建設時の図面があって、増築していれば増築する図面があって、そして、どういった工法で何を使ってどうだということが全部分かっているわけですから。そして、その図面が公開されて、多分、積算基準が出ているわけでありますので、やはりこういった増工というのは、もっとやはり厳格にやってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 工法が変わって増工したのは事実でございますので、以後、的確な設計、そして発注に努めたいと思います。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっとダブるようなところがあるかもしれませんが、本当にこれは大事なところなのでお許しいただきたいと思います。まず、アスベスト除去の件です。今、13 番議員が言いましたように、このアスベストの問題はいろいろ処理の基準があって、説明を聞いていますと、大体当初の予定がグラインダーか何かで剥がす予定だったのが、今度は薬剤か何かでするようなことになった。そのせいもあって、密閉養生、除塵機ですか、が追加になったというのですけれども、アスベストの処理をやるとなれば、13 番議員も言いましたけれども、当初からそこら辺の配慮というのは当然必要で、入札に表れてこなければならぬのではないのですか。

ここで変に勘ぐれば、安く入札を受けていて、そしてここでやはり法律上必要だから変えました、高くなりました。やってみて高くなれば仕方がないのですけれども、それだとやはりちょっとまずいのではないかということがありますので、そこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

一番の問題は、入札時にそういう専門的な視点でそういうふうな内容をチェックできているのか。大変失礼な言い方ですけれども、そこら辺も含めて、この件についてお聞きしたいと思います。

そして、コンクリートの処理量の増ですけれども、1,987 トン。これは積込み、運搬、処理、3つ合わせて、割る3で六百何トンだということですが、当初の工事概要を見ますと、鉄筋コンクリート 5,472 トン、これがどういう数値かは分かりません。これも割る3にしなければならぬのか分かりませんが、単純に当初の工事概要の数字と、この 1,987 トンというのを見比べますと、ものすごい額の増です。現場に行ってみて確認したらこれほど増えたということは、言われればそうかもしれませんが、入札を出す時点で、このぐらいだからこのぐらいの——3つに分けても1つでもいいのですけれども——これぐらいの処理が出るというのは、予測して出すのでしようが、それにしても 5,472 トンを予算時にしていた 2,000 トンも増えるというのは、非常に大きな増です。

この辺が非常に入札時点の見方というか、その辺のやり方というか、何といえいいか分

からないのですけれども、甘いところがあるのではないかとこのころが、私はちょっと感じたので、そのあたりの見解、2点お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目のアスベストの除去作業についてです。設計当初はアスベストを使っているのが校舎棟とパソコン教室ということで、スレート板と壁の仕上げ材にアスベストが使っているという状況を確認しております。そのときに、スレート板につきましては、ちょっと湿らせた上で手でばらすと。その後に吸い取るというようなことを考えておりました。

また、壁の仕上げ材ですが、そちらにつきましてはグラインダーで削り、それを吸い取るというようなことで考えておりました。これを校舎棟、パソコン棟で行うということにしておりましたけれども、その工法を考えますと、大分手作業になります。その中で、工期の関係、それと飛散防止の観点を考え合わせますと、もうちょっと足場を広く取って工事がしやすいようにした上で、薬剤を塗って、それで溶かしながら、湿るわけですから、それを吸い取ったほうが良いというような工法のほうがより安全にできるだろうというようなことで、変更させていただいたということでございます。

2点目のコンクリートでございますが、当初予定の5,470トンぐらい。こちらのほうと先ほどの1,987トンはちょっと整合がありません。5,400トン余りのトン数に増えたのが600トンぐらいというようなことでございます。こちらのほうの増につきましては、主にコンクリート基礎部分に、設計時に図面の中では確認できなかった部分の増があったということが主な理由ということでございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 変更内容の解体工事のところ、旧学童解体の取りやめということで減額になっているわけで、これについては以前、市長が使いますからこれは壊しませんと説明を受けました。これが今後、上関小学校と石打小学校の合併問題とかもありますし、城内小学校では、冬場、プレハブを借りたりという苦勞をされていたところもありました。どこか学童保育として使うところが見つかったのかどうか。それとも、学童保育でなくても建物を何かに使うというような見込みになったのかということをお伺いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 あそこを学童保育で使うという予定は、今のところございません。今、念頭に置いているのは、この工事が終わった後に普通財産化して、公共施設の一部として使いたいと思っています。今、協議しているのは、水道課と協議しております。例えば、塩沢庁舎に入っている料金センター、あそこの塩沢庁舎が大分老朽化していますので、その後の使用場所として適切なのではないかとこのような検討もしながら、有効利用を図りたいと考えております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 大抵のことはもう既に先輩議員が述べた後ですけれども、解体工事の鉄筋コンクリートのところで、先ほど基礎コンクリートで設計図面にはないものが発見されたと言

いましたけれども、それは逆に問題ではないですか。設計図面と違う構造だったということですけれども、それを聞いていてかなり私はまずいのではないかと思ったのですが、その点が1点。

それともう一つ、ちょっと正直、この辺はていたらくと言わざるを得ない状況ですので、もう少しきちんと設計の段階でしていただかないと、はっきり言って入札の意味がなくなってきました。だから、建設部とかがきちんと監修とかをしたほうがいいのではないかと、私は正直思います。この点、どう思われますか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃることもごもっともだと思います。1割ぐらいの増ということですので、金額的にも重大な変更であったと思っています。ただ、現場の確認をしたところで数量が違っているというようなことをございますので、十分な把握が足りなかったのだと思っています。今度は、先ほどからいろいろな工法の話もいただいておりますので、工法も含めて最新の工法などの情報共有をさせていただきながら、設計に努めてまいりたいと思います。

○議 長 監修。

教育部長。

○教育部長 その点も、今ちょっと即答はできませんけれども、これから検討させていただきます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 正直、私から言わせたら、多少の変更が出るのは当然です。行った先で実際のところ、違うというのがあるのですけれども、私が今問題にしたのは、設計と違うというのが問題なのです。そういうのが出てくるとまずいということ。

また、もう一つは、6番議員も言われましたけれども、今後、解体とか出てくると思います。そういうときに、同じことにならないように今回を教訓にして、きちんとやるときは—ある意味、専門部署ですから建設部は。そういうところにきちんと監修をしてもらって、こんなことを一々議会で問題にされることがないようにしていただきたいということなのです。何か答弁がありましたら、お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃるとおりだと思います。正確な積算に努めます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 解体で旧学童保育は残して更地になったわけです。学童保育は活用してもらえると今のお話でしたが、ほかのところを市のほうとしては何か有効活用していくという予定があるのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 ちょっと関係がないという—答弁しかねるそうです。何でもありではないので、進めさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第2号議案 工事請負変更契約の締結について（解体第1号旧大巻小学校解体工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了しました。

○議 長 これをもって、令和3年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

〔午後4時42分〕